

グリーン調達ガイドライン

株式会社 キトー

制定 2009年 4月 1日

目 次

	ページ
・はじめに	1
・環境方針	2
・グリーン調達ガイドライン	
1. 目 的	3
2. キトーの取組み	3
3. 本ガイドラインの適用範囲	4
4. お取引先、調達品の評価及び選定基準	4
-1 お取引先評価および選定基準	
-2 調達品の評価および選定基準	
-3 含有化学物質調査に対するご協力願ひ	5
5. グリーン調達調査の運用概要	5
-1 グリーン調達調査の流れ	
-2 グリーン調達調査のご提出書類	
6. 関連資料の説明及びお取引様に対して調査他のご依頼事項	6
7. 調達に関するお問合せ先	6
8. グリーン調達ガイドラインの改訂履歴	6

《 資料明細 》

資料 1	使用制限物質一覧
資料 2	環境保全活動に関する取組み調査票
資料 3	グリーン調達に関する覚書

はじめに

地球規模の環境保全は人類の生活基盤に関わる重要な取組みであり、限りある資源を如何に未来へ引き継ぐかが、当社を含めた社会全体の最重要課題といえます。

この観点から、株式会社キトーは環境負荷の小さい製品の製造、輸送、使用、及び廃棄の各段階における環境負荷を低減すべく技術開発に取り組んでおります。加えて材料の調達もキトーグリーン調達ガイドラインで対象物質を特定し生産等の事業活動に伴って発生する環境負荷を低減するように努めております。

これらの活動の有効性を高める為にはお取引先のご協力が不可欠であり、環境負荷の少ない資材を調達し、環境負荷の低減とリスクの回避を良好なパートナーシップの下で発展させていきたいと考えております。

株式会社キトーは以上の事を踏まえ、資材・部品・製品の調達段階における「グリーン調達ガイドライン」を定めこれに従って調達を行っておりますので、お取引様各位のご理解とご協力をお願いいたします。尚、環境マネジメントシステムの骨格とも言える「環境方針」は定期に見直し、当社本社工場で働く人全てに教育・訓練を行い周知させると共に公開いたします。

株式会社キトー
製造本部
調達部

環 境 方 針

<基本方針>

キトーは、マテリアル・ハンドリング分野において事業活動の展開、製品・サービスの提供を行うことにより、人と地球が調和した豊かで持続可能な社会実現のために貢献します。

<行動指針>

事業活動ならびに製品のライフサイクルを通じ、環境負荷の低減、汚染の予防等に関する目標を定め、マネジメントシステムを継続的に改善し環境活動を推進します。

1. 気候変動への対応

エネルギー使用量を削減し、温室効果ガスの排出を抑制する。

2. 化学物質の管理

人と地球に著しい影響を及ぼす物質を継続的に削減・代替する。

3. 持続可能な資源の利用

資源の有限性を認識し、省資源・リサイクルによる有効な利用を行う。

4. 生物多様性への対応

生物多様性に及ぼす影響の低減と生態系の保全に努める。

5. 法令順守

環境に関する法令、および当社が合意するその他の要求事項を順守する。

グリーン調達ガイドライン

1. 目的

当社は「環境方針」に基づき、環境に優しい製品を顧客に提供するために、この「グリーン調達ガイドライン」を定め、お取引先の協力の下、環境負荷低減に積極的に取り組み、循環型経済社会を構築することを目的といたします。

2. キトーの取組み

-1.規制対象物質

当社では、2009年に当時のRoHS指令及びジョイント・インダストリー・ガイドライン（JIG）等を基に、キトー独自の規制対象物質「キトー禁止 15 物質」を定め、当社環境方針に基づき非含有化を推進してきました。その後の法規制および市場要求を鑑み、規制対象物質にRoHS指令（2011/65/EU）の4物質を新たに追加し、「キトー禁止 19 物質」の非含有化を推進して参りましたが、新たな環境規制が施行されている現状に沿うべく、主要規制非含有 45 物質ならびに情報開示対象物質・特定用途における制限物質を選定し、制限物質の非含有化ならびに含有情報の把握を進めます。

尚、今後の法規改正や社会動向により、規制対象物質は適宜改訂する可能性があります。

-2.お取引先の選定基準

ISO14001 及びそれに準ずる環境システムの取得、若しくは取得の計画有りなどで判断し、環境を含めた各種法規を遵守していることや環境保全に積極的な取組みを実施しているお取引先からの調達を優先いたします。又、各種規制の見直しなどにより調達品要求仕様変更など適切に対応いただけるお取引先を優先いたします。

-3.調達品目の分類

1) 当社は、調達品を以下 3 つに分類し①は非含有必須、②及び③は要求仕様を満足する事を前提に可能な範囲で優先させ環境への取組みを行います。

①当社製品を構成する製品、部品、材料、補助材（油脂類、塗料類、接着剤等以下「補助材」という）の調達品に対する取組み

当社製品を構成する製品、部品、材料、補助材とは、当社が販売する製品、サービス等を構成する全ての調達品を意味し、平成17年より随時有害物質非含有化に取り組んでおります。当社では、調達品の環境負荷低減を図るべく環境設計基準を基に、有害物質削減に向け既存機種的设计変更を具体的に推進しており今後の新製品等は開発段階より環境負荷がより小さい調達品の選定を重要課題として取り組んでおります。

②生産活動に関係する調達品に対する取組み

生産活動に関係する調達品とは製品を構成する部品を加工、処理する設備、治工具類、生産のための各種設備機器類全般を指します。これらは汎用設備機器、専用機含め可能な限り本ガイドラインに則した機器を優先し調達いたします。又、各種設備機器類全般に付帯する補助材なども同等と考え、可能な範囲で優先させ調達いたします。

③文房具用品、事務用品類などに対する取組み

事業活動に伴い使用する文房具、筆記具、備品類、ファイル類等の事務用品については、リデュース、リユース、リサイクル（3R推進）を念頭に環境に優しい事務用品の調達拡大に

努めると共に循環型社会の構築を目指します。

3. 本ガイドラインの適用範囲

当社の調達品に関して原則すべてに適用いたします。当社が販売する製品（OEM品を含む）部品消耗品類及びサービス等に関わる部分は原則として適用いたします。

4. お取引先、調達品の評価および選定基準

「グリーン調達」における評価及び選定基準に関しては、以下記述の通りお取引先評価を行い、積極的に当社の要求事項に取り組み環境対応の趣旨をご理解いただけるお取引先を優先し選定いたします。

- 1 お取引先評価および選定基準

1) 環境活動への取り組み

- ①環境マネジメントシステム（ISO14001）及びそれに準ずる環境システムの認証取得または自己宣言を行っていること。または、取得計画により推進中であることを優先いたします。
- ②環境保全に関する以下の取り組みを実施していることを優先いたします。
 - a. 環境保全について企業トップが目標を持ち取り組み、方針・目標が展開されていること。
 - b. 環境関連法規に基づき組織的な活動を行うと共に法規制を遵守していること。
 - c. 環境保全活動を推進管理するよう事務局、組織・体制が確立されていること。
 - d. 全従業員及び従事者に対し、環境保全に関する教育・啓蒙を行っていること。
 - e. 環境にやさしい製品作りおよびエネルギーを含めた物流の合理化を行っていること。

2) 材料、製品等に含有する有害物質の管理

- ①製造から出荷に至るすべての工程において、有害物質を含有する製品、部品を作らない、販売しない仕組みを構築し、要求の変化に対応しその維持向上に努めていること。
- ②材料の化学物質含有情報を適時に入手し、その情報管理を確実に行うこと。又、当社の要求に対し、その内容を適時に開示できること。
- ③含有有害物質の管理体制においてそれぞれの管理責任者が明確になっていること。
責任者は、有害物質に関しSDS等を入手し、その有害性、危険性など該当職場の担当者に教育・啓発を確実にこなしていること。
- ④今後、法適要求の変化に伴い、グリーン調達ガイドラインが改訂されても、その要求に対し、建設的に取り組む姿勢を有すること。

- 2 調達品の評価および選定基準

1) 当社製品を構成する製品、部品、材料、補助材の調達品

- ①キトー調達ガイドライン化学物質含有調査対象 45 物質を含まないこと。製品、部品、材料、補助材に含有する禁止物質を資料 1 のとおり定めます。
- ②当社取引先より指定がある場合は別途禁止物質を追加する場合があります。

2) 生産活動に関係する調達品

- ①本ガイドラインでは各種設備機器類全般についても適用範囲としておりますが、位置づけは一般カタログ販売品等を含み非含有製品を優先的に調達することになります。
- ②設備の購買仕様を検討する際は、可能な限り非含有に努め環境負荷の低減を推進願います。
- ③将来、外部（海外含む）への移設、設備の解体、廃棄等も考慮し分別の容易さ、有害物質の飛散抑制など推進願います。

3) 文房具用品、事務用品類

①前記同様、位置づけは「努力目標」であります。但し、環境負荷を考慮し3R、梱包の簡素化、使用後の廃棄物削減に繋がる製品を優先し選定いたします。

-3.含有化学物質調査に対するご協力願い

①製品、部品、材料、補助材に含有する化学物質に関しては、以下5項の「グリーン調達調査の運用概要」に準じた調査を実施する場合がありますので、この場合はご協力をお願いいたします。

②SDSは新規手配都度又は製造元にて内容が変更される場合、必ず提出願います。

5. グリーン調達調査の運用概要

-1 グリーン調達調査の流れ

前項の要求事項に基づいた製品、部品、材料、補助材の調査の概要についてまとめます。

調査内容としては以下の書類提出をお願いいたします。調査結果は、お取引先から当社にご回答をお願いいたします。お取引先よりの調達品については、必要に応じてお取引先がさらに上流のお取引先に調査を実施いただき、当社にご回答をお願いいたします。

調査結果に基づき、当社が必要と判断した際には、ご相談の上、調査等を実施させていただく場合がございます。

-2 グリーン調達調査のご提出書類

No.	ご提出書類・契約事項	様式
①	環境保全活動に関する取組み調査票	資料2
②	グリーン調達に関する覚書	資料3
③	キトー調達ガイドライン化学物質含有調査票	資料4

① 環境保全活動に関する取組み調査票

「環境保全活動に関する取組み調査票」にて、環境マネジメントシステムの承認取得状況と、含有化学物質の管理を確実に実施するための仕組みの構築について、ご回答をお願いいたします。

② グリーン調達に関する覚書

「グリーン調達に関する覚書」の取り交わしをもって、環境に配慮した製品、部品、材料、補助材の安定的な提供をお約束していただきます。

③ キトー調達ガイドライン化学物質含有調査票

当社製品を構成する製品、部品、材料及び消耗品、油脂類、補助材料等に含まれる物質につき各メーカー・商社等に調査ご確認の後、「キトー調達ガイドライン化学物質含有調査票」に代表者または相当の責任者がご記入・ご捺印の上ご提出ください。

また、必要に応じて、特定物質の計量データ提出を要請することもありますので、その際はご協力をお願いいたします。

尚、「キトー調達ガイドライン化学物質含有調査票」は必要に応じて、弊社から取引先に配布します。

6. 関連資料の説明及びお取引先に対して調査他のご依頼事項

資料1 キトー調達ガイドライン化学物質含有調査票：使用制限物質一覧

資料2 環境保全活動に関する取組み調査票

資料3 「グリーン調達に関する覚書」については基本取引契約締結時に取り交わさせていただきます。

7. 調達に関するお問合せ先

株式会社キトー

調達部 資材第一グループ

TEL：055-275-7761

FAX：055-275-6775

8. グリーン調達ガイドラインの改訂履歴

改訂履歴

制定	2009年4月1日	(初版)
改訂	2009年9月30日	グリーン調達に関する覚書 第10条 2項追加
改訂	2011年5月9日	覚書署名部分の変更(調達本部長とする)
改定	2015年9月1日	覚書署名部分変更、MSDS→SDSに改定
改定	2016年4月1日	環境方針(更新)
改定	2017年9月1日	RoHS指令の4物質追加による見直し他 全面改訂
改定	2024年7月10日	主要環境規制対応による規制物質見直し

(キトー調達ガイドライン)化学物質含有調査票：使用制限物質一覧

使用制限物質一覧表

Ver.1

20240710

下表に従い、各対象品目が該当する物質群を管理対象とする。

Table with columns: 物質区分, 番号, 対象品目, 規制内容, 製品ごとの準拠基準 (一般部品, 液剤, 梱包用木材), 備考. It details restrictions for A and B type products regarding hazardous substances.

*1) 金属、接着剤、接着剤、ゴム、糊、皮革、紙など
*2) オイル、グリス、塗料、接着剤、液体ワックス、表面処理剤 (防錆材、コーティング剤) など

<Aランク物質> (製品全体に液剤含有が禁止される物質/製品に比較的多岐にわたり使用され、サプライヤが広範囲に及ぶ物質)

Main table for restricted substances. Columns include: 物質No, 物質補助No, 物質名, 符号(代表), CAS No.(代表), 用途・制限条件, 閾値, 対象法規 (listing various international regulations like REACH, RoHS, etc.), and 補足事項. It lists numerous substances like Cd, Pb, Hg, Cr, and various organic compounds with their respective limits and regulatory references.

※3) : RoHS指令対象10物質は、代替品が無い等の場合は適用除外が適用可

<Bランク物質> (情報開示が必要な物質、及び特定の用途が制限対象となる物質)

B-1 情報開示対象物質

表B-1 情報開示対象物質 (全製品、全品目に適用)

No	物質名	略号 (代表)	CAS No. (代表)	用途・制限条件	閾値	対象法規										補足事項		
						RoHS指令 (EU) ※3	REACH規制 Annex XVII (EU)	REACH規制 Annex XIV (EU)	REACH規制 SVHC候補 (EU)	TSCA法 (US)	Prop65 (US)	電磁波法 (EU)	電磁波法 (US)	電磁波法 (EU)	電磁波法 (US)		電磁波法 (EU)	
1	REACH規制 SVHC認可対象候補物質			情報開示、自国向け輸出量が年間1tを超える場合は届出	100ppm													付表 B-1-1参照 NCFEU
2	Prop65 対象物質			物質名と危険有害性の報告を製品に表示	意図的添加													付表 B-1-2参照 NGRFD

B-2 特定の材料への使用禁止、又は情報開示対象物質

表B-2 オイル、グリス、潤滑剤、塗料、接着剤、液体パッキン、表面処理剤などの液剤への使用禁止、又は情報開示物質

No	物質名	略号 (代表)	CAS No. (代表)	用途・制限条件	閾値	対象法規										補足事項		
						RoHS指令 (EU) ※3	REACH規制 Annex XVII (EU)	REACH規制 Annex XIV (EU)	REACH規制 SVHC候補 (EU)	TSCA法 (US)	Prop65 (US)	電磁波法 (EU)	電磁波法 (US)	電磁波法 (EU)	電磁波法 (US)		電磁波法 (EU)	
1	ベンゼン		71-43-2	オイル、グリス、塗料、接着剤	1000ppm以下													
2	2ナフタリンアミン及びその塩類		91-59-8	オイル、グリス、塗料、接着剤	1000ppm以下													
3	ベンジジン及びその塩類		92-87-5	オイル、グリス、塗料、接着剤	1000ppm以下													
4	4ニトロフェニル		92-93-3	オイル、グリス、塗料、接着剤	1000ppm以下													
5	4アミノフェニル及びその塩類		92-67-1	オイル、グリス、塗料、接着剤	1000ppm以下													
6	水溶性重クロム酸塩	DBB	75113-37-0	オイル、グリス、塗料、接着剤	1000ppm以下													
7	トリクロロベンゼン		120-82-1	オイル、グリス、塗料、接着剤	1000ppm以下													
8	1-メチル-2-ヒドロキシ		872-50-4	オイル、グリス、塗料、接着剤	1000ppm以下													
9	トルエンジイソシアネート		26471-62-5	オイル、グリス、塗料、接着剤	1000ppm以下													
10	N,N-ジメチルホルムアミド		68-12-2	オイル、グリス、塗料、接着剤	3000ppm以下													
11	REACH 認可対象物質			オイル、グリス、塗料、接着剤	意図的添加													付表 B-2-1参照
12	上記Aランク物質以外のTSCA対象物質群 (SNUR対象物質)			オイル、グリス、塗料、接着剤	意図的添加													付表 B-2-2参照
13	2,4,6-トリズ (tert-ブチル) フェノール2,4,6	TTBP	732-26-3	オイル、オイル添加剤	3000ppm以下													
14	短鎖型塩化パラフィン (SCCPs)		85535-84-8	オイル、グリス、塗料、接着剤	1%以下													
15	化学法第一種特定化学物質			オイル、グリス、塗料、接着剤	意図的添加なきこと													付表 B-2-3参照 購買仕様書参照
16	GHS対象物質 ※4			オイル、グリス、塗料、接着剤に対して、閾値を超える場合、SDSの提供および危険有害性のラベル表示														国内向け製品
17	HCS対象物質 ※4			オイル、グリス、塗料、接着剤に対して、閾値を超える場合、SDSの提供および危険有害性のラベル表示														米国向け製品
18	CLP規制対象物質 ※5			オイル、グリス、塗料、接着剤に対して、閾値を超える場合、SDSの提供、危険有害性のラベル表示、並びに当欄への届出														欧州向け製品

※4) : 対象物質は「政府によるGHS分類結果」を参照

※5) : 対象物質はCLP規制 ((EC) No 1272/2008)DANNEX VI Table 3を参照

表B-3 梱包用木材への使用禁止物質

No	物質 補足 No	物質名	略号 (代表)	CAS No. (代表)	用途・制限条件	閾値	対象法規										補足事項	
							RoHS指令 (EU) ※3	REACH規制 Annex XVII (EU)	REACH規制 Annex XIV (EU)	REACH規制 SVHC候補 (EU)	TSCA法 (US)	Prop65 (US)	電磁波法 (EU)	電磁波法 (US)	電磁波法 (EU)	電磁波法 (US)		電磁波法 (EU)
1	1	塩素化合物	-	7440-38-2	木材	意図的添加なきこと												
以下の石油抽出油:																		
	2-1	(a) クレオソート; 洗浄油		8001-58-9	木材	意図的添加なきこと												
	2-2	(b) クレオソート油; 洗浄油		61789-28-4	木材	意図的添加なきこと												
	2-3	(c) 抽出油 (コールタル); オクタレン油類		84650-04-4	木材	意図的添加なきこと												
	2-4	(d) クレオソート油、アセチレン成分; 洗浄油		90640-84-9	木材	意図的添加なきこと												
	2-5	(e) 抽出油 (コールタル)、高温抽出; 重アントラセン油		65996-91-0	木材	意図的添加なきこと												
	2-6	(f) アントラセン油		90640-80-5	木材	意図的添加なきこと												
	2-7	(g) タール油、アルカリ基、精製フェノール		65996-85-2	木材	意図的添加なきこと												
	2-8	(h) クレオソート、木質		8021-39-4	木材	意図的添加なきこと												
	2-9	(g) アルカリ性抽出油、抽出残渣		122384-78-5	木材	意図的添加なきこと												
3	3	ホルムアルデヒド及びホルムアルデヒド放出物質		50-00-0	木材	0.062 mg/m3以下												
4	4	ディルドリン		60-57-1	木材	意図的添加なきこと												
5	5	ヘキサクロル		76-44-8	木材	意図的添加なきこと												
6	6-1	クロルデン		57-74-9	木材	意図的添加なきこと												
6	6-2	クロルデン		57-74-9	輸入木材	意図的添加なきこと												
7	7-1	ヘタクロロフェノール		87-86-5	木材	意図的添加なきこと												
7	7-2	ヘタクロロフェノール		87-86-5	輸入木材	意図的添加なきこと												

年 月 日

環境保全活動に関する取組み調査票

会社名 _____ 電話番号 _____
住所 _____ FAX 番号 _____
氏名 _____ 印 _____ E-mail _____
部署名・役職 _____

弊社の環境保全活動の取組みについて、下記のとおり報告いたします。

【 環境マネジメントシステムの認証取得 】

- ISO14001 など第三者機関の認証を取得している。
取得日 年 月 日 認証機関： _____ 認証番号： _____
- ISO14001 などの認証の取得を計画している。
取得予定日 年 月頃 認証機関： _____
- ISO14001 など第三者機関の認証の取得を計画していない。
- 上記に準ずる認証取得又は自己宣言等： (_____)

【 含有化学物質の管理を確実にする仕組みの構築 】

a	製造から出荷までの全ての工程において、有害化学物質を含有する製品、部品を作らない、販売しない仕組みを構築し、常に維持向上に努めていますか？ *構築を計画中の場合は、構築予定時期をご記入ください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 年 月頃
b	使用する部材の化学物質含有情報を必要な時期に入手し、その情報を管理する仕組みができていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
c	客先から要求があった場合、含有物質の有無など、直ちに提出すべく体制ができていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
d	含有化学物質の管理体制におけるそれぞれの責任者が決まっていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
e	新たな工程、生産品目について、自主的に含有物質の調査、把握など実施する体制ができていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
f	含有化学物質に関する教育・啓発を従業員、および関連する業務従事者に対して行っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
g	含有化学物質の管理を確実にする仕組みに関して、関連する書類を整備していますか？ *書類がある場合は、別添にて書類の写しをご提出ください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

NOTICE

取引先より提出される資料や書類について、それらが当該お取引先の承認を得ないまま外部に開示される事はありません

グリーン調達に関する覚書

株式会社キトー（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、甲乙間で締結した 年 月 日付取引基本契約書（以下「原契約」という。）に基づく甲乙間のすべての取引（以下「本取引」という。）に甲が定める「グリーン調達ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を適用するにあたり以下のとおり、合意した。

第1条 （適用範囲）

本ガイドラインは、本取引に基づき甲が乙から調達する全ての製品、部品、材料、補助材（以下「本調達品」という）に適用される。

第2条 （本ガイドラインの遵守）

乙は、甲から別段の指示のない限り、本ガイドラインに定める内容を遵守して本調達品を甲に納入しなければならない。ただし、乙が本ガイドラインを遵守できないことに正当な事由または止むを得ない事由がある場合にはその旨を予め甲に書面で通知するものとし、甲は、かかる事由があると判断した場合には乙と協議等のうえ、仕様変更その他別段の指示を与えることができるものとする。

第3条 （本ガイドラインの改正）

甲は、関係法令の改正、経済情勢の変化その他必要に応じて本ガイドラインの内容を変更修正することができるものとし、当該改正後のガイドラインも本覚書における本ガイドラインとして扱うものとする。乙は、甲から本ガイドラインの改正の通知を受けたときは、甲から別段の指示のない限り、直ちに当該改正後のガイドラインの内容について遵守して本調達品を甲に納入しなければならない。ただし、乙がかかる改正後のガイドラインの内容を遵守できないことに正当な事由または止むを得ない事由がある場合にはその旨を予め甲に書面で通知するものとし、甲は、かかる事由があると判断した場合には乙と協議等のうえ、仕様変更その他別段の指示を与えることができるものとする。

第4条 （グリーン調達推進体制の整備および監査）

乙は、本ガイドラインを遵守できるよう、原契約第23条に従い、乙の社内体制（以下グリーン調達推進体制という）を整備しなければならない。本覚書の有効期間内において、グリーン調達推進体制に重大な変更があった場合、乙は、直ちにその旨を書面で甲に通知しなければならない。甲は、乙から要請があった場合、または甲が必要と認めた場合に乙の事業場に立ち入りグリーン調達推進体制の監査を行うことができる。ただし、甲が必要と認めた場合については、甲は、事前に乙の承諾を得て行うものとする。この場合、乙は合理的な理由のない限り承諾を拒絶しないものとする。

第5条 (保証)

原契約第23条第1項に定める保証条項には、本ガイドラインの内容を満足しており、かつ違反していないことも含まれるものとし、乙はこれを保証し、甲より要求があった場合は本調達品の有害物質「不使用の証明」「非含有証明（計量値）」を、甲に提出する。瑕疵担保については、原契約第24条を準用するものとする。

- 2.前項において、乙（乙の材料購入先、外注先を含む。）が、本調達品の製造に用いる材料、部品、または製法、工法を変更し、有害物質の濃度に変化があるときは、その内容を直ちに甲に連絡しなければならない。
- 3.前2項において、甲の支給品及び甲が指定した調達品は、第1項の有害物質「不使用の証明」「非含有証明（計量値）」の対象外とする。

第6条 (測定データの提供)

甲は、前条第1項の保証内容を確認するために、本調達品に関わる有害物質含有濃度測定データの提出を乙から求めることができる。

第7条 (報告)

甲は、第5条及び第6条で定めた事項において、乙から提出された内容に疑義が生じた場合は、乙に対し、必要な資料の提出、報告を求めることができる。

第8条 (不適合時の対応)

甲は、乙が本ガイドラインに違反し、または乙に本ガイドラインとは不適合な事項があることがわかったときには何時でも、乙に対しその是正を指示することができるものとし、乙は、直ちにそれに従うものとする。ただし、原契約および個別契約に基づき甲が有する諸権利の放棄を意味するものではない。

第9条 (損害賠償)

乙が本ガイドラインに定める事項に違反することにより、甲に損害が発生したときは、乙は、当該損害を賠償しなければならない。ただし、損害賠償の内容については、甲乙協議の上、合意に基づき決定するものとする。

第10条 (機密保持、官公庁顧客への開示)

甲は、乙からの個別の指定があれば、第5条乃至第7条の定めにより、乙から開示または提出された測定データ、資料、報告（以下「測定データ資料等」という。）を、原契約第29条に定めるところにより、管理しなければならない。

- 2.甲は、官公庁もしくはそれに準ずる機関または甲の特定顧客（甲が個別に受注する顧客をさす）（以下「官公庁等顧客」という）より、甲の製品に関して指定物質について問合せ、資料の提出の要請または命令があったときは、前項に係らずに、当該官公庁等顧客に測定データ資料等の内容を開示し、または提出することができる。

第 11 条 (有効期間)

本覚書の有効期間は、本覚書締結時から原契約の解除または甲が本ガイドラインの廃止を乙に通知したときのいずれか早い方が到来するまでとする。ただし、既存の個別契約に係る本調達品については、甲の別段の指示のない限り、本覚書が依然として適用されるものとする。

第 12 条 (協議)

本覚書に定めのない事項、本覚書に疑義のある事項については、原契約および個別契約に従って解決されるものとし、原契約および個別契約では解決できないときは、甲乙協議して解決するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(甲) 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居 2000 番地
株式会社キトー

平成 年 月 日

(乙)
